

美唄市立南美唄小学校いじめ防止基本方針

(平成 26 年 4 月 1 日 制定)

I. いじめの定義といじめ防止に対する基本的な方針

(いじめの定義)

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

(基本理念)

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関心ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、本校の児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを見過ごさず、いじめを認識しながら放置することをなくし、「明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにこの基本方針を策定する。

(いじめの禁止)

本校の児童は、いかなる理由があろうとも、いかなる場においても、いじめを絶対に行ってはならない。また、本校の児童は、いじめを絶対に見過ごしてはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や各種団体や専門家との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

II. いじめ防止等のための対策と基本となる取り組み事項

1. 基本施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

- ① 学校の最重点目標に「安全・安心の学校」を掲げ、弱いものいじめや悪意のある言動をしない、見過ごさないことを全職員で組織的に取り組む。
 - 年度初め、学期末に学級経営交流会を4回実施する。
 - 生徒指導交流会を定例の職員会議の折に月1回実施する。
 - 問題行動が発生した場合は朝会で報告し、全体に周知する。
- ② 児童の豊かな情操と道徳心を培い、「心と心をつなぐ」対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び人とつながる喜びを味わう体験活動等の充実を図る。
 - 「わたしたちの道徳」を活用し、参加体験型の活動に取り組む。

○日常的に清掃を縦割り班活動で行うことでよりよい人間関係の醸成に努める。

- ③ 保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

○育成協議会で本校の教育活動を説明すると共に、協力をお願いする。

- ④いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動として、全校的に人権作文への取り組みや児童会活動として仲間づくり集会等を実施する。

○児童会で「いじめゼロ宣言」を行い、いじめをなくす取り組みを実施する。

○感謝の気持ちを育てる学級指導を常時行い、お世話になった人へ、感謝の場を設ける。

(収穫祭のカレーパーティー・感謝の日・卒業感謝の会等)

○児童会の集会活動として、全校遊びを計画し実施する。

○専門委員会の活動として「遊ぼうジャー」「守ろうジャー」「笑顔絵画の展示」などを実施する。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的にチェックリストを活用するとともに、在籍する児童に対する定期的な調査を次の通り実施する。

○学級交流会の終了時に実施

○児童対象いじめアンケート調査 年2回(6月、11月)

○保護者対象いじめアンケート調査(学校アンケート) 年1回(11月)

○教育相談(学級担任による児童からの聞き取り調査) 年2回(7月、12月)

② いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

○スクールカウンセラーの活用

○いじめ相談窓口の設置

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

○人と人と係わり方を身につけるためにソーシャルスキルトレーニングの実施

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童(生徒)及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようネットパトロールを定期的に実施し、ネットトラブルに関する情報を収集して、児童(生徒)及び保護者への周知を図り、必要な啓発活動として、情報モラル教室や研修会等を行う。

2. いじめ防止等に関する取り組み

(1) いじめの防止等の対策のための組織「生徒指導委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う生徒指導委員会を設置する。

① 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、養護教諭、(スクールカウンセラー)

当該学級担任(いじめ事案発生時)

② 活動

○いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)

○いじめ防止に関すること。

○いじめ事案に対する対応に関すること。

○いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

③ 開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめに対する取り組み

① 児童や保護者からいじめに係る相談を受けた場合、すみやかに事実の有無の確認を行う。

② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署、児童相談所等と連携して対処する。

3. 重大事案への対処

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、美唄市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4. 学校評価におけるいじめへの取り組みの評価

いじめの実態把握及びいじめに対する取り組みを学校が適切に行うため、次の3点を学校評価の項目を設定し、適正に自校の取り組みを評価する。

(1) いじめの未然防止にかかわる取り組みに関すること。

(2) いじめの早期発見にかかわる取り組みに関すること。

(3) いじめの再発防止にかかわる取り組みに関すること。